

第145回 定時株主総会 招集ご通知



株主の皆様へ

新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、株主総会へのご来場を見合わせていただき、同封の議決権行使書、またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

ご来場時、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。その他の株主総会開催上の注意事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

また、株主総会ご出席の皆様へのお土産の配布はございません。

株主総会終了後に当日の様子の一部を当社ウェブサイトにて配信する予定です。



代表取締役会長
金川千尋



代表取締役社長
青藤 恭彦

株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆様にご心よりお見舞い申しあげます。

さて、第145回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当連結会計年度は、世界経済が様々な課題に直面する中でも、米国のシンテック社を中心とした生活環境基盤材料事業が牽引し、前期に比べ大幅な増収増益となり、過去最高の業績を達成することができました。期末配当金につきましては、1株につき250円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いしました中間配当金と合わせて、前期に比べ150円増の1株につき400円となり、7期連続の増配となります。

当社は、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正に企業活動を行い、素材と技術によって他の追随できない価値を社会と産業のために生み出すことにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことを目指していきます。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申しあげます。

目次

■ 招集ご通知	—————	P 2	■ 添付書類		
■ 株主総会参考書類			事業報告	—————	P 22
第1号議案 剰余金の配当の件	—————	P 5	連結計算書類	—————	P 55
第2号議案 定款一部変更の件	—————	P 6	計算書類	—————	P 58
第3号議案 取締役11名選任の件	—————	P 8	監査報告	—————	P 61
第4号議案 監査役1名選任の件	—————	P 17	(注) 22ページから31ページに掲載されている写真、グラフ及び図は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。		
第5号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件	—————	P 18			

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記により開催しますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類記載の議案内容をご検討のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

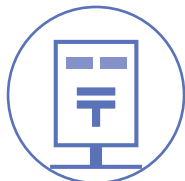
- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 （受付開始予定時刻：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
大手町プレイス イーストタワー 2階
大手町プレイスカンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第145期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第145期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件
以 上 |

◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinetsu.co.jp/jp/>）に掲載しています。従って、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinetsu.co.jp/jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

書面またはインターネットによりご行使いただける場合



書面によるご行使

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように、ご返送ください。



インターネットによるご行使

詳細につきましては次ページをご覧ください。▶

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

株主総会にご出席される場合



株主総会日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
(受付開始は午前9時を予定しています。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

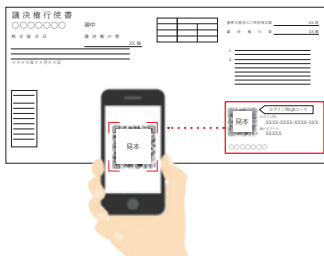
- ①書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

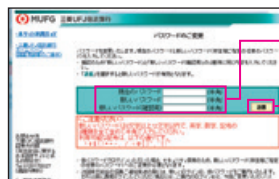
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、事業収益の拡大と堅固な財務基盤の維持に注力し、長期的な観点に立って経営努力の成果を株主の皆様に適正かつ安定的に還元することを基本方針としています。

第145期の期末配当金については、以下のとおりにしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金250円 総額103,861,196,250円

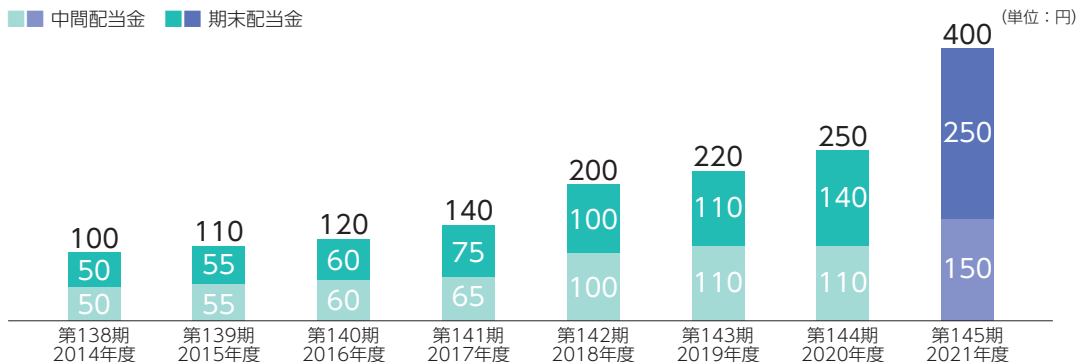
3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

なお、中間配当金として1株につき150円をお支払いしましたので、当期の年間配当金は前期の250円に比べ、150円増の1株につき400円となります。

[ご参考]

1 株当たり配当金の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1)変更案第16条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (2)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- (3)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第3章 株主総会 (削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>第3条 <u>附則第1条乃至第3条は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役11名全員は任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。

その候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1 再任	かながわ ちひろ 金川 千尋	代表取締役会長
2 再任	あきや ふみお 秋谷 文男	代表取締役副会長 半導体事業・技術関係担当
3 再任	さいとう やすひこ 斉藤 恭彦	代表取締役社長
4 再任	うえの すずむ 上野 進	取締役 専務執行役員 新規製品部関係担当、シリコン事業本部長
5 再任	とどろき まさひこ 轟 正彦	取締役 専務執行役員 半導体部関係担当
6 再任	もり しゅんぞう 森 俊三	取締役相談役
7 再任	みやざき つよし 宮崎 毅	社外独立 取締役
8 再任	ふくい としひこ 福井 俊彦	社外独立 取締役
9 再任	こみやま ひろし 小宮山 宏	社外独立 取締役
10 再任	なかむら くに はる 中村 邦晴	社外独立 取締役
11 新任	マイケル マクギャリー Michael H. McGarry	社外独立 取締役

候補者番号 1

かながわ ちひろ
金川 千尋
 (1926年3月15日生)

所有する当社の株式の数
 287,600株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1962年 2月	当社入社	1983年 8月	代表取締役副社長
1970年12月	海外事業本部長	1990年 8月	代表取締役社長
1975年 1月	取締役	2010年 6月	代表取締役会長 (現任)
1976年 8月	常務取締役		
1979年 1月	専務取締役		

(重要な兼職の状況)

SHINTECH INC. 取締役会長

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

金川千尋氏は、卓越した経営能力をもって当社を牽引し、塩ビ事業や半導体シリコン事業を世界一に築き上げ、更なる強固な事業基盤の構築に取り組むとともに、取締役会の議長を務めるなど、企業価値の向上に尽力してきましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号 2

あきや ふみお
秋谷 文男
 (1940年10月20日生)

所有する当社の株式の数
 11,800株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年 4月	当社入社	2007年 7月	代表取締役専務
1997年10月	技術部長	2008年11月	半導体事業関係担当 (現任)
1998年 6月	取締役	2009年 6月	代表取締役副社長
2000年 6月	常務取締役	2016年 6月	代表取締役副会長 (現任)
2002年 6月	専務取締役		
2004年 6月	技術関係担当 (現任)		

(重要な兼職の状況)

信越半導体(株)代表取締役社長

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

秋谷文男氏は、生産技術における豊富な知見を有するとともに、半導体シリコン事業の強固な事業基盤の構築に取り組み、企業価値の向上に尽力してきましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号 3

さいとう やすひこ
斉藤 恭彦
(1955年12月5日生)

所有する当社の株式の数
27,100株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	当社入社	2005年 6月	専務取締役
1999年12月	Shin-Etsu PVC B.V. 取締役 (現任)	2007年 7月	代表取締役専務
2001年 6月	当社取締役	2010年 6月	代表取締役副社長
2002年 6月	常務取締役	2016年 6月	代表取締役社長 (現任)

(重要な兼職の状況)

SHINTECH INC. 取締役社長
Shin-Etsu Handotai America, Inc. 取締役社長

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

斉藤恭彦氏は、長年にわたり、米国の塩ビ事業をはじめ当社グループの国際事業の発展に寄与し、2016年6月に社長に就任してからは、グローバルな経営経験を活かし、企業価値の向上に尽力してきましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号 4

うえ の すすむ
上野 進
(1943年5月24日生)

所有する当社の株式の数
13,506株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4月	当社入社	2016年 6月	専務取締役
2005年 6月	群馬事業所長	2021年 6月	取締役専務執行役員 (現任)
2013年 6月	取締役 シリコン事業 本部長 (現任)	2022年 4月	新規製品部関係担当 (現任)
2015年 6月	常務取締役		

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

上野 進氏は、製造分野における豊富な知見を有しており、長年にわたり、多様な製品を有するシリコン事業の拡大に取り組むとともに、新規製品部を担当するなど、企業価値の向上に尽力してきましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号 5	▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
とどろき まさひこ 轟 正彦 (1953年5月16日生)	1976年 4月	当社入社	2017年 6月	信越半導体(株) 専務取締役 (現任)
	2001年 1月	半導体事業部 業務部長		当社専務取締役
	2004年 4月	信越半導体(株)取締役	2021年 6月	取締役専務執行役員 (現任)
所有する当社の株式の数 16,220株	2006年 6月	当社取締役		半導体部関係担当 (現任)
再 任	2009年 6月	信越半導体(株) 常務取締役	2022年 4月	
	2010年 6月	当社常務取締役		
	(重要な兼職の状況)			
	信越半導体(株)専務取締役			
	▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。			
	▶ 取締役候補者の選任理由			
	轟 正彦氏は、長年にわたり、半導体シリコン事業の事業拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してきましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。			

候補者番号 6	▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
もり しゅんぞう 森 俊三 (1937年6月27日生)	1963年 9月	当社入社	1998年 6月	専務取締役
	1985年 5月	信越エンジニア リング(株)取締役	2007年 7月	代表取締役専務
	1988年 5月	同常務取締役	2009年 6月	代表取締役副社長
所有する当社の株式の数 19,250株	1992年 1月	当社武生工場長	2010年 6月	代表取締役社長
再 任	1992年 6月	取締役	2016年 6月	取締役相談役 (現任)
	1996年 6月	常務取締役		
	▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。			
	▶ 取締役候補者の選任理由			
	森 俊三氏は、エンジニアとしての豊富な経験と、2010年6月から2016年6月まで社長を務めた経営経験を活かした大所高所からの有益な助言を取締役会等で行い、企業価値の向上に尽力してきましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者となりました。			

候補者番号 7

みやざき つよし
宮崎 毅
 (1931年12月16日生)

所有する当社の株式の数

0株

再任

社外取締役

独立役員

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3月	三菱倉庫(株)代表取締役社長
1998年 6月	同代表取締役会長
2003年 6月	同相談役 (現任)
2004年 8月	信越半導体(株)監査役
2007年 6月	当社取締役 (現任)

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 社外取締役候補者の選任理由等

宮崎 毅氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、グローバルな物流企業である三菱倉庫(株)での経営経験を活かし、企業経営者としての豊富な経験と卓越した知見に基づき、有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行ってきました。当社は、引き続き、これらの提言及び監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者としました。なお、同氏は2007年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって15年となります。

▶ 宮崎 毅氏は、2004年8月から2007年6月まで当社子会社の信越半導体(株)の監査役に在任していました。

▶ 当社は、宮崎 毅氏を(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員として届け出しています。同氏が取締役役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号 8

ふく い としひこ
福井 俊彦
(1935年9月7日生)

所有する当社の株式の数

0株

再 任

社外取締役

独立役員

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1958年4月	日本銀行入行
1994年12月	同副総裁
2003年3月	同総裁
2009年6月	当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長
キッコーマン(株)社外取締役

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 社外取締役候補者の選任理由等

福井俊彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。日本銀行総裁を務めた同氏は、世界の金融及び経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かした有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行ってまいりました。当社は、引き続き、これらの提言及び監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者としました。なお、同氏は2009年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって13年となります。

▶ 当社は、福井俊彦氏を(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員として届け出しています。同氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号 9

こみやま ひろし
小宮山 宏
 (1944年12月15日生)

所有する当社の株式の数
 3,200株

再任

社外取締役

独立役員

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 7 月	東京大学工学部教授
2000年 4 月	同大学大学院工学系研究科長・工学部長
2005年 4 月	国立大学法人東京大学総長
2010年 6 月	当社取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

(株)三菱総合研究所理事長

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 社外取締役候補者の選任理由等

小宮山 宏氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者です。東京大学総長等を歴任した同氏は、化学工学のほか地球環境や資源・エネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かした有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行ってまいりました。当社は、引き続き、これらの提言及び監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は2010年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。

▶ 当社は、小宮山 宏氏を(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員として届け出しています。同氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号 10

なかむら くにはる

中村 邦晴

(1950年8月28日生)

所有する当社の株式の数

0株

再任

社外取締役

独立役員

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年 6月	住友商事(株)代表取締役社長
2018年 4月	同代表取締役会長
2018年 6月	同取締役会長 (現任)
2020年 6月	当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

住友商事(株)取締役会長
日本電気(株)社外取締役

▶ 候補者は、住友商事(株)の取締役会長であり、同社は当社の取引先ですが、その取引額は双方から見て売上高の1%未満ですので、独立性に影響を与えるものではないと判断しています。

▶ 社外取締役候補者の選任理由等

中村邦晴氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。住友商事(株)代表取締役社長等を歴任した同氏は、幅広い分野の国際ビジネスにおける卓越した知見と豊富な経験を活かした有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行ってきました。当社は、引き続き、これらの提言及び監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は2020年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

▶ 当社は、中村邦晴氏を(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員として届け出しています。同氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号 11

マイケル マクギャリー
Michael H. McGarry
 (1958年3月7日生)

所有する当社の株式の数

0株

新任

社外取締役

独立役員

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2015年7月 | PPG Industries, Inc. 取締役CEO
 2016年9月 | 同取締役会長CEO (現任)

(重要な兼職の状況)

PPG Industries, Inc. 取締役会長CEO
 United States Steel Corporation 取締役 (社外)

▶ 候補者は、PPG Industries, Inc.の取締役会長CEOであり、同社は当社の取引先ですが、その取引額は双方から見て売上高の1%未満ですので、独立性に影響を与えるものではないと判断しています。

▶ 社外取締役候補者の選任理由等

Michael H. McGarry氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。塗料、コーティング剤などを世界展開している米国のPPG Industries, Inc.の取締役会長CEOを務める同氏は、米国、欧州、アジアでの経営に精通し、また、同社の事業ポートフォリオ改革を推進するなど、幅広い化学分野で卓越した知見と豊富な経験を有しています。当社は、同氏のこれらの経営経験を活かした助言、並びに、独立した立場からの監督により、適切なコーポレートガバナンスの構築に貢献していただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。

▶ Michael H. McGarry氏は、(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定です。

- (注) 1. 当社は、宮崎 毅、福井俊彦、小宮山 宏、中村邦晴の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しています。なお、4氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、Michael H. McGarry氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等 (注) 7.」に記載のとおりです。各候補者のうち、Michael H. McGarry氏以外の候補者は当該保険契約の被保険者であり、再任が承認された場合には、引き続き被保険者となります。また、Michael H. McGarry氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏も当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小坂義人氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。

その候補者は、次のとおりです。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ています。

<p>こ さ か よ し ひ と 小坂 義人 (1955年7月13日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 600株</p> <p>再 任</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p>	<p>▶略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>1984年12月</td> <td>税理士登録</td> </tr> <tr> <td>1990年3月</td> <td>公認会計士登録</td> </tr> <tr> <td>1991年4月</td> <td>アクタス監査法人（現 太陽有限責任監査法人） 代表社員</td> </tr> <tr> <td>2006年6月</td> <td>当社監査役（現任）</td> </tr> <tr> <td>2020年11月</td> <td>飛悠税理士法人代表社員（現任）</td> </tr> </table> <p>（重要な兼職の状況） 飛悠税理士法人代表社員</p> <p>▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶社外監査役候補者の選任理由等 小坂義人氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者です。公認会計士、税理士の資格を有する同氏は、財務及び会計に関する専門的な見地から十分な監査実績を残してきました。当社は、引き続き、社外監査役としての職務を適切に遂行し、コンプライアンス体制の確保に貢献していただけることを期待し、社外監査役候補者としてしました。なお、同氏は2006年6月から当社の社外監査役に就任しており、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって16年となります。</p> <p>▶当社は、小坂義人氏を(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員として届け出しています。同氏が監査役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。</p>	1984年12月	税理士登録	1990年3月	公認会計士登録	1991年4月	アクタス監査法人（現 太陽有限責任監査法人） 代表社員	2006年6月	当社監査役（現任）	2020年11月	飛悠税理士法人代表社員（現任）
1984年12月	税理士登録										
1990年3月	公認会計士登録										
1991年4月	アクタス監査法人（現 太陽有限責任監査法人） 代表社員										
2006年6月	当社監査役（現任）										
2020年11月	飛悠税理士法人代表社員（現任）										

- (注) 1. 当社は小坂義人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しています。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等（注）7.」に記載のとおりです。小坂義人氏は当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合には、引き続き被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

第5号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の幹部従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものです。

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の幹部従業員に対して、以下に記載の要領により、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものです。

2. 委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数の上限

3,500個を上限とする。

（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式350,000株を上限とし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。）

(3) 新株予約権の払込金額の要否

金銭の払込みを要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の7年後以内の期間

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契

約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の条件

上記(8)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において、世界の経済は、5%強という経済成長率（GDPの伸び率）が示すように、堅調に伸長しました。その一方で、主要な経済圏が引続きパンデミック、供給混乱と物価圧力ほかの諸課題に取り組むさなか、2月にロシアによるウクライナ侵攻が勃発し、世界を大きく揺るがす事態が生じました。当社は、今後とも、予断をもって当たることなく、情勢の変化に俊敏に対処していきます。かつ、これまで通り従業員の健康と安全を最優先に、高操業の維持と安定供給の確保、債権保全などの事業要件に注力し、顧客との意思疎通を保ち、顧客にとって価値ある製品の開発を推進し、揺るぎない品質の製品を安定的に供給していきます。

当連結会計年度の業績としましては、売上高は、前期に比べ38.6%（5,775億2千2百万円）増加し、2兆744億2千8百万円となりました。営業利益は、前期に比べ72.4%（2,841億9百万円）増加し、6,763億2千2百万円となり、経常利益も、前期に比べ71.4%（2,893億3千3百万円）増加し、6,944億3千4百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ70.3%（2,063億8千5百万円）増加し、5,001億1千7百万円となりました。

以下、事業別に概況をご報告します。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを変更しました。新しい報告セグメントの各セグメントに属する主要製品及びサービスは、33頁「1. 企業集団の現況に関する事項(6)主要な事業内容」に記載のとおりです。この変更により、当社事業の目指すところがより明瞭になり、また事業が向き合い貢献していく市場や産業に、より相応した報告になります。これに伴い、売上高及び営業利益の前連結会計年度との比較は、変更後のセグメントに基づき行っています。

加工・商事・技術サービス 5%

機能材料 19%

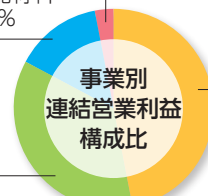


生活環境基盤材料 42%

電子材料 34%

加工・商事・技術サービス 3%

機能材料 14%



生活環境基盤材料 47%

電子材料 36%

売上高



営業利益



経常利益

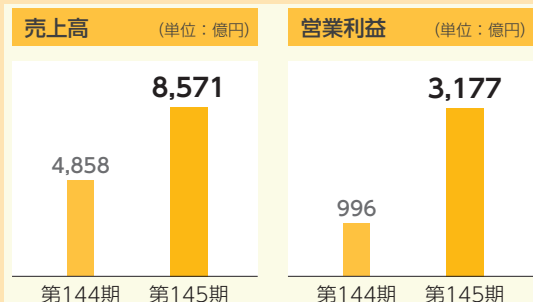


親会社株主に帰属する当期純利益



生活環境基盤材料事業

環境負荷を押えてインフラ及び生活を支える。



白い粉末状の塩化ビニル樹脂
生活用品から産業用資材に至るまで幅広く
利用されている汎用樹脂です。

主要製品

塩化ビニル、か性ソーダ、メタノール、
クロロメタン、ポパール



塩ビパイプ
塩ビの上下水道管は、50年以上交換不要で
インフラの長寿命化に貢献します。

当事業の売上高は、前期に比べ76.4% (3,713億2千2百万円) 増加し、8,571億8千9百万円となり、営業利益は、前期に比べ3.2倍 (2,181億9千1百万円) 増加し、3,177億9千2百万円となりました。

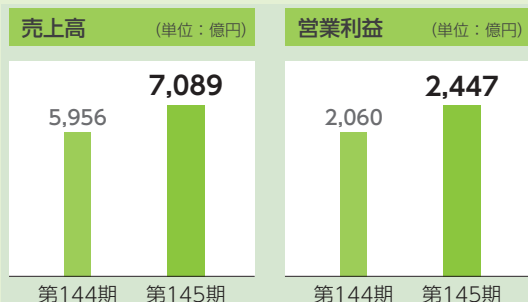
塩化ビニル、か性ソーダともに需要は堅調に推移し、原料事情を踏まえて製品値上げに取り組みました。工場の定期修理期間を除き、米国シンテック社を始めとする全拠点でフル操業を継続しました。

電子材料事業

電子・光・磁気をより良く、至る所で応用するための材料技術を提供する。



単結晶シリコンのインゴットと300mmシリコンウエハー
スマートフォン、パソコンなどの電子機器、データセンターや自動車などに使われる半導体デバイスの基板材料として利用されています。



主要製品

半導体シリコン、希土類磁石、半導体用封止材、LED用パッケージ材料、フォトレジスト、マスクブランクス、合成石英製品



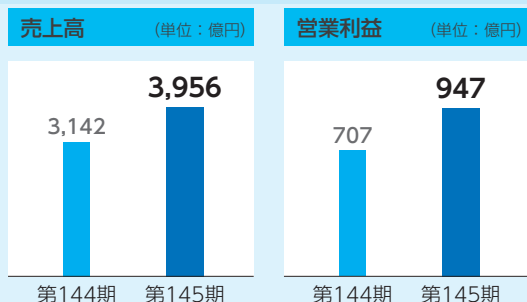
角型、リング型、シリンダー型などの各種希土類磁石
環境対応自動車や省エネエアコンなど、さまざまな製品の電力効率を高めながら、温室効果ガス排出量の削減に貢献しています。

当事業の売上高は、前期に比べ19.0% (1,133億3百万円) 増加し、7,089億7千9百万円となり、営業利益は、前期に比べ18.8% (386億9千3百万円) 増加し、2,447億7千8百万円となりました。

半導体デバイスの世界的な供給不足は依然解消していません。顧客からの強い需要に応えるべく、当社はシリコンウエハー、フォトレジスト、マスクブランクス等の半導体材料を最大限出荷しました。希土類磁石は、アジアの生産拠点で新型コロナウイルス感染対策と自然災害による操業制限がありました。自動車、産業機器、ハードディスクドライブ向け等すべての分野での旺盛な需要に応えるべく、できうる限りの操業を実行しました。

機能材料事業

求められるより良い機能を多岐に亘り提供する。



シリコーンの代表的な形状
シリコーンは、無機と有機の性質を兼ね備え、数多くの優れた特性を併せ持った高機能樹脂です。電気・電子、自動車、建築、化粧品、ヘルスケア、食品など、幅広い分野に使われています。

主要製品

シリコーン、セルロース誘導体、金属珪素、合成性フェロモン、塩ビ・酢ビ共重合樹脂、液状フッ素エラストマー、ペリクル



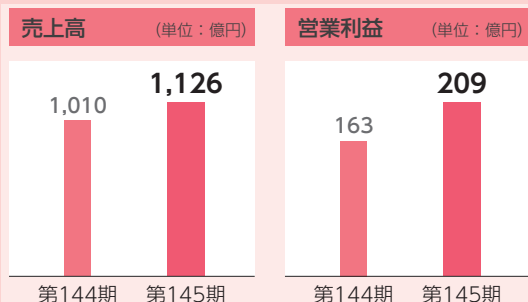
セルロース誘導体で作られたカプセルとコーティングされた錠剤
医薬品や食品をはじめ、建築及び土木、塗料、セラミックス、トイレットリーの分野で活躍しています。

当事業の売上高は、前期に比べ25.9% (813億5千4百万円) 増加し、3,956億2千6百万円となり、営業利益は、前期に比べ34.0% (240億6千3百万円) 増加し、947億7千4百万円となりました。

世界的に物流混乱が続く中で最大限の出荷に尽力し、原料高に対応した価格修正に取り組みました。同時に、特徴のある製品を数多く上市して、販売増を図りました。セルロース誘導体についても値上げを開始しました。

加工・商事・技術サービス事業

材料の応用とエンジニアリングの活用で課題解決に応える。



信越ポリマー(株)の半導体ウエハー容器

主要製品・サービス

樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジニアリング

当事業の売上高は、前期に比べ11.4%（115億4千2百万円）増加し、1,126億3千2百万円となり、営業利益は、前期に比べ28.1%（45億9千万円）増加し、209億1千万円となりました。

半導体ウエハー関連容器の出荷は発送・納入用、工程内用ともに好調で、自動車用入力デバイスの販売も好調でした。食品包装用塩ビラッピングフィルムは事業買収により、売上が増加しました。シリコン関連製品、塩ビ関連製品などで値上げを実施しました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中の投資金額は、2,139億1千8百万円で、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中に完成した主な設備

塩化ビニルー貫製造工場の新設（第1期）（シンテック社）

シリコン製造設備の増強（当社群馬事業所、
アジア シリコンズ モノマー社など）

フォトレジスト製造設備の増強（信越電子材料股份有限公司）

5G向け熱硬化性低誘電樹脂製造設備の新設（当社直江津工場）

当連結会計年度末現在建設中の主な設備

塩化ビニルー貫製造工場の増強（第2期）（シンテック社）

シリコン高機能製品群製造設備の増強（当社群馬事業所、
武生工場、直江津工場）

温室効果ガス排出量削減に資する投資（ガスタービン発電設備及び環境に貢献する
シリコン製品の製造設備の増強）
（当社群馬事業所）

フォトレジスト製造設備の増強（当社直江津工場）

なお、当連結会計年度の投資資金は主に自己資金によってまかなっています。

(3) 対処すべき課題

① 経営の基本方針及び中長期的な経営戦略

当社の目指すところは、素材と技術によって他の追従できない価値を社会と産業のために生み出し、株主の皆様のご期待にお応えしていくことです。そのために、顧客や産業の課題解決に資する製品を数多く開発しています。同時に、世界最高水準の技術や品質の追求とともに、生産性の向上に絶え間なく努めながら世界中の顧客に安定的に製品供給を行っています。その持続のため、経済情勢や市況の変化に迅速かつ的確に対応できる経営に努めています。

人間社会の持続的な発展とその質の向上を、環境負荷を抑えつつ実現する必要性の高まる今日、効率を極めることが必須です。そのために当社が担い、果たせる役割は大きいと信じています。自らによる温室効果ガス排出の削減に加え、脱炭素に役立つ技術と素材の提供に注力していきます。当社の多くの製品がこうした目的に資するように、そして当社製品が用いられれば用いられるほど産業と人々の暮らしに貢献できるというように取り組み、世界の産業と人々の生活を支えるエッセンシャルサプライヤー（社会に必要不可欠な製品提供者）としての役割を果たしていきます。

また、世の中のいわゆるユビキタス化やカーボンニュートラルほかの時代の要請に応え、持続的な成長を実現していきます。

② 当社グループが取り組む課題

顧客の需要に確実に応えていくためにサプライチェーンを含む供給態勢を常時点検し、拡充の手立てを前広に実施します。経済事情の揺れ幅が従前の領域を超えてきており、それに対する適応と耐性の向上を図ります。供給能力の新・増設につき、立地のしかたを見直していきます。いわゆる想定外の事態を勘案して、事業の点検を行います。

【ご参考】サステナビリティの取り組み

当社は、「遵法に徹して公正に企業活動を行い、素材と技術によって他の追従できない価値を社会と産業のために生み出す」という企業規範のもと、サステナビリティに取り組んでいます。

取り組みの体制

当社グループでは企業規範を実践し、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員など企業活動に関連するあらゆる皆様への貢献を通じて社会的責任を果たしています。

その一環としてサステナビリティに関する基本方針及び各種社内規程を設け、活動を進めています。また、社長を委員長とするサステナビリティ委員会のもとに、当社取締役、執行役員、部門長及びグループ会社の担当者など約60名を組織し、企業活動のあらゆる面でサステナビリティ活動の浸透を図っています。

サステナビリティの基本方針

当社グループは、

1. 持続的な成長により企業価値を高め、多面的な社会貢献を行います。
2. 安全を常に最優先とする企業活動を行います。
3. 温室効果ガス排出量削減に貢献する事業を拡充します。
4. 製品の開発、製造時での効率を極め、その製品供給により社会の効率化に貢献します。
5. 生物多様性に配慮し、地球環境との調和を図りながら事業活動に取り組めます。
6. 人権の尊重と雇用における機会の均等を図り、働く人の自己実現を支援していきます。
7. 適時そして的確な情報開示を行います。
8. 倫理に基づいた健全で信頼される、透明性ある企業活動を行います。

重要課題（マテリアリティ）の特定

当社グループにとっての重要課題を抽出したうえで審議を行い、「法令遵守」と「公正な企業活動」を全ての活動の礎として、特に注力すべき課題を「重要課題」として定めています。

当社グループは、これらの重要課題には順序を付けず、等しく取り組んでいきます。

信越化学グループが目指すもの
地球の未来への貢献
〔社会課題の解決に資する製品の提供〕

全ての活動の礎：法令遵守、公正な企業活動

働く人の安全の確保と健康の促進

省エネルギー、省資源、環境負荷の低減

製品の品質の向上、製品の安全管理

CSR調達の推進、原料調達の多様化

人間尊重、人材育成、多様性の推進

知的財産の尊重と保護

社会貢献活動

適時、的確な情報開示、ステークホルダーとの対話

なお、各重要課題に対する認識、リスク、機会、方針及び取り組みの詳しい情報につきましては、当社ウェブサイトのサステナビリティサイトをご覧ください。

気候変動への対応

各国は温室効果ガスの削減目標を設定し、カーボンニュートラルに向けて取り組んでいます。その実現にはあらゆる面で効率を極めることが必須です。当社グループは生産工程での徹底した効率化を図るとともに、温室効果ガスの排出量削減に役立つ製品の開発と供給、さらに物流における温室効果ガス排出量の削減にも取り組んでいます。

人権尊重の取り組み

当社グループは、全ての事業所で人権を常に尊重することを礎として事業に取り組んできました。2019年5月に当社の人権を尊重した事業への取り組みを「人権方針」としてとりまとめ、当社グループ内で徹底するとともに、社外に発信しました。

また、当社グループでは、サステナビリティ委員会内に設けた人権デューデリジェンス分科会が中心となって人権に関する活動を進め、人権方針の策定、グループ内の人権リスク調査、サプライチェーンにおける人権リスクの特定などに取り組んでいます。

国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献する取り組み

当社では、国連が掲げる「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に資する素材を提供することに取り組んでいます。当社グループの主力製品は塩化ビニル、半導体シリコン、シリコン、セルロース誘導体、レア・アースマグネットなどがあります。これらの製品は、気候変動への対応や生態系や生物多様性の保全、健康的な生活の促進など、地球の自然環境と人類の未来に貢献しています。

今後も当社グループはSDGsの目標の達成にさらに貢献できるよう、既存の製品の革新や新たな製品の開発に取り組んでいきます。

なお、上記の気候変動への対応、人権尊重の取り組み、当社グループの製品のSDGs達成への貢献例等、サステナビリティの取り組みの詳しい情報につきましては、当社ウェブサイトのサステナビリティサイトをご覧ください。

<https://www.shinetsu.co.jp/jp/sustainability/>

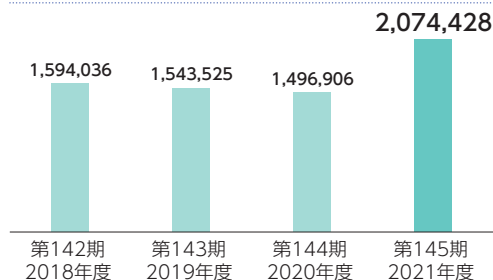


(4) 財産及び損益の状況の推移

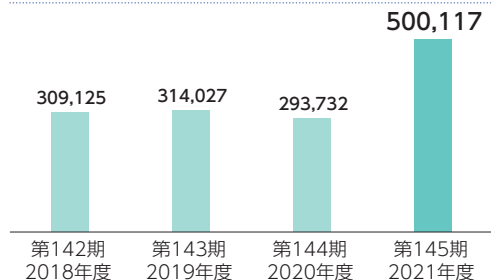
区 分	期	第142期 2018年度	第143期 2019年度	第144期 2020年度	第145期 2021年度
売 上 高 (百万円)		1,594,036	1,543,525	1,496,906	2,074,428
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		309,125	314,027	293,732	500,117
1株当たり当期純利益(円)		725.99	755.17	706.76	1,203.80
純 資 産 (百万円)		2,532,556	2,723,141	2,886,625	3,429,208
総 資 産 (百万円)		3,038,717	3,230,485	3,380,615	4,053,412

(注) 1. 第143期は、一部の製品が市況の影響を受けたことにより減収となりました。
2. 第144期は、コロナ禍の影響を受け、減収、減益となりました。

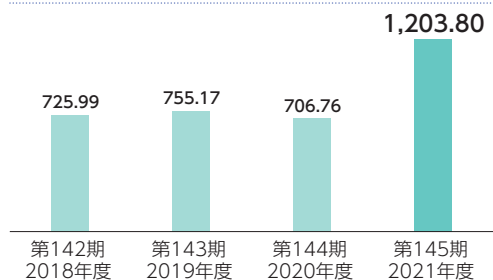
売上高 (単位：百万円)



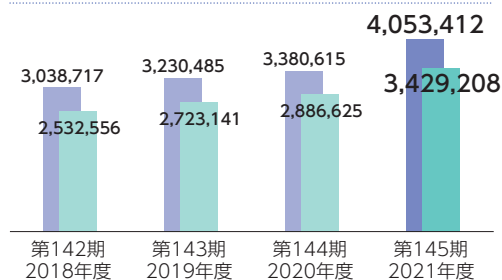
親会社株主に帰属する 当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産・純資産 (単位：百万円)



(5) 重要な子会社等の状況 (2022年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
SHINTECH INC. (米国)	18.75US\$	100.0	塩化ビニルの製造・販売
信越半導体株式会社	10,000百万円	100.0	半導体シリコンの製造・販売
Shin-Etsu Handotai America, Inc. (米国)	150百万US\$	100.0 (100.0)	半導体シリコンの製造・販売
Shin-Etsu PVC B. V. (オランダ)	18千EUR	100.0 (100.0)	塩化ビニルの製造・販売
信越エンジニアリング株式会社	200百万円	100.0	各種プラント等の設計・建設
S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)	188百万RM	100.0 (100.0)	半導体シリコンの加工・販売
台湾信越半導体股份有限公司(台湾)	1,500百万NT\$	70.0 (70.0)	半導体シリコンの加工・販売
信越ポリマー株式会社	11,635百万円	53.5 (0.1)	合成樹脂製品等の製造・販売
SE Tylose GmbH & Co. KG (ドイツ)	500千EUR	100.0 (100.0)	セルロース誘導体の製造・販売
信越アステック株式会社	495百万円	99.6 (1.8)	化学製品等の販売及び建築の請負
Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited (タイ)	6,325百万THB	100.0	シリコン製品の製造・販売
SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED (英国)	73百万£Stg.	100.0 (100.0)	半導体シリコンの加工・販売
Asia Silicones Monomer Limited (タイ)	3,393百万THB	100.0 (100.0)	シリコンモノマーの製造
日本酢ビ・ポバール株式会社	2,000百万円	100.0	酢酸ビニルモノマー及びポバールの製造・販売

(注) 出資比率欄の()内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものです。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しています。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
三益半導体工業株式会社	18,824百万円	43.9 (1.1)	半導体シリコンの加工及び精密機器の販売
信越石英株式会社	1,000百万円	50.0	石英ガラス製品の製造・販売

(注) 出資比率欄の()内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものです。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しています。

③ 企業結合の成果

前記の重要な子会社及び関連会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は99社、持分法適用会社は3社です。

当連結会計年度の売上高は、2兆744億2千8百万円（前期比38.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、5,001億1千7百万円（前期比70.3%増）となりました。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

下記製品の製造及び販売等

生活環境基盤材料事業	塩化ビニル、か性ソーダ、メタノール、クロロメタン、ポパール
電子材料事業	半導体シリコン、希土類磁石、半導体用封止材、LED用パッケージ材料、フォトレジスト、マスクブランクス、合成石英製品
機能材料事業	シリコーン、セルロース誘導体、金属珪素、合成性フェロモン、塩ビ・酢ビ共重合樹脂、液状フッ素エラストマー、ペリクル
加工・商事・技術サービス事業	樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジニアリング

(7) 主要拠点 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(注) 本社は、2021年11月1日に東京都千代田区大手町二丁目6番1号より、上記住所に移転しました。

営 業 所 大阪支店、名古屋支店、福岡支店

工 場 直江津工場 (新潟県)、武生工場 (福井県)、群馬事業所 [磯部工場、松井田工場]、鹿島工場 (茨城県)

研 究 所 シリコン電子材料技術研究所、精密機能材料研究所 (以上群馬県)、塩ビ・高分子材料研究所 (茨城県)、合成技術研究所、新機能材料技術研究所 (以上新潟県)、磁性材料研究所 (福井県)

② 子会社

国 内 信越半導体株式会社、信越エンジニアリング株式会社、信越ポリマー株式会社、信越アステック株式会社 (以上東京都)、日本酢ビ・ポパール株式会社 (大阪府)

海 外 SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc. (以上米国)、Shin-Etsu PVC B. V. (オランダ)、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)、台湾信越半導体股份有限公司 (台湾)、SE Tylose GmbH & Co. KG (ドイツ)、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、Asia Silicones Monomer Limited (以上タイ)、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED (英国)

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数	前期末比
	名	名
生活環境基盤材料	1,738	+102
電子材料	11,198	+549
機能材料	4,098	+92
加工・商事・技術サービス	7,920	+142
合計	24,954	+885

(注) 従業員数は就業人員です。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
3,341	+103	42.2	20.3

(注) 従業員数は就業人員です。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	10,191
株式会社八十二銀行	10,111
日本生命保険相互会社	3,600
明治安田生命保険相互会社	2,300

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 株式数及び株主数

発行可能株式総数	1,720,000,000株
発行済株式の総数	416,662,793株
株主の総数	56,329名

(注) 発行済株式の総数には自己株式1,218,008株が含まれています。

(2) 大株主

株主名	持株数 千株	出資比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	83,450	20.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	26,690	6.4
日本生命保険相互会社	16,669	4.0
JP MORGAN CHASE BANK 385632	16,608	4.0
株式会社八十二銀行	11,790	2.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	11,760	2.8
明治安田生命保険相互会社	10,687	2.6
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,877	2.4
GOVERNMENT OF NORWAY	9,256	2.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,940	1.4

(注) 出資比率は自己株式 (1,218,008株) を控除して計算しています。

(3) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2022年4月28日から2022年10月31日までに、取得し得る株式の総数 当社普通株式700万株 (上限)、取得価額の総額1,000億円 (上限) で、自己株式を取得すること、及び同法第178条の規定に基づき取得した全株式を消却することを決議しました。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権（ストックオプション）の状況（2022年3月31日現在）

① 新株予約権の概要

当社が発行している新株予約権（ストックオプション）の概要は、次のとおりです。

発行回次 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	1株当たり 発行価額	権利行使時 の1株当 り払込金額	権利行使期間	対象者
第12回新株予約権 (従業員用) (2017年9月21日)	40個	当社普通株式 4,000株	無償	10,000円	2018年9月22日 ～ 2022年3月31日	当社従業員
第13回新株予約権 (取締役用) (2018年9月5日)	640個	当社普通株式 64,000株	1,202円	10,721円	2019年9月6日 ～ 2023年3月31日	当社取締役 (社外取締 役を除く)
第13回新株予約権 (従業員用) (2018年9月5日)	836個	当社普通株式 83,600株	無償	10,721円	2019年9月6日 ～ 2023年3月31日	当社従業員
第14回新株予約権 (取締役用) (2019年9月30日)	1,395個	当社普通株式 139,500株	1,552円	11,906円	2020年10月1日 ～ 2024年3月31日	当社取締役 (社外取締 役を除く)
第14回新株予約権 (従業員用) (2019年9月30日)	2,107個	当社普通株式 210,700株	無償	11,906円	2020年10月1日 ～ 2024年3月31日	当社従業員
第15回新株予約権 (取締役用) (2020年9月2日)	1,070個	当社普通株式 107,000株	2,004円	13,123円	2021年9月3日 ～ 2025年3月31日	当社取締役 (社外取締 役を除く)
第15回新株予約権 (従業員用) (2020年9月2日)	2,079個	当社普通株式 207,900株	無償	13,123円	2021年9月3日 ～ 2025年3月31日	当社従業員
第16回新株予約権 (取締役及び執行役員用) (2021年9月1日)	1,055個	当社普通株式 105,500株	3,092円	18,503円	2023年9月2日 ～ 2028年8月31日	当社取締役 (社外取締 役を除く) 及び執行役員
第16回新株予約権 (従業員用) (2021年9月1日)	2,290個	当社普通株式 229,000株	無償	18,503円	2023年9月2日 ～ 2028年8月31日	当社従業員

- (注) 1. 第12回から第15回までの各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記(1)に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. 第16回新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役、執行役員及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役、執行役員及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記(1)に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況

前記①「新株予約権の概要」に記載された新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況は、次のとおりです。

	発行回次	新株予約権の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第13回新株予約権	610個	3名
	第14回新株予約権	995個	4名
	第15回新株予約権	770個	6名
	第16回新株予約権	680個	6名

(2) 当事業年度中に執行役員及び従業員に対し交付した新株予約権（ストックオプション）の状況

2021年8月17日の取締役会決議に基づき、2021年9月1日付で、執行役員10名及び従業員107名に対してストックオプションとして第16回新株予約権を、以下のとおり発行しました。

対象者	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	1株当たり発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額	権利行使期間
当社執行役員	375個	当社普通株式 37,500株	3,092円	18,503円	2023年9月2日 ～ 2028年8月31日
当社従業員	2,290個	当社普通株式 229,000株	無償	18,503円	2023年9月2日 ～ 2028年8月31日

(注) 新株予約権の権利行使の条件は、前記(1)①「新株予約権の概要」の(注)2.に記載のとおりです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
代表取締役会長	金 川 千 尋	SHINTECH INC. 取締役会長
代表取締役副会長	秋 谷 文 男	半導体事業・技術関係担当、 信越半導体(株)代表取締役社長
代表取締役社長	斉 藤 恭 彦	SHINTECH INC. 取締役社長、 Shin-Etsu Handotai America, Inc. 取締役社長
取 締 役 専務執行役員	上 野 進	新規製品関係担当、シリコン事業本部長
取 締 役 専務執行役員	轟 正 彦	半導体事業部業務部長、信越半導体(株)専務取締役
取締役相談役	森 俊 三	
※1 取 締 役	Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	
※1 取 締 役	宮 崎 毅	三菱倉庫(株)相談役
※1 取 締 役	福 井 俊 彦	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長、 キッコーマン(株)社外取締役
※1 取 締 役	小宮山 宏	(株)三菱総合研究所理事長
※1 取 締 役	中 村 邦 晴	住友商事(株)取締役会長、日本電気(株)社外取締役
常勤監査役	岡 本 博 明	
常勤監査役	小根澤 英 徳	
※2 監 査 役	小 坂 義 人	公認会計士・税理士、飛悠税理士法人代表社員
※2 監 査 役	永 野 紀 吉	レック(株)社外取締役
※2 監 査 役	加々美 光 子	弁護士、加々美法律事務所パートナー弁護士、 (株)メディパルホールディングス社外取締役、 相鉄ホールディングス(株)社外取締役

- (注) 1. ※1印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. ※2印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 社外役員以外の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、次のとおりです。取締役福井俊彦氏が所属する一般財団法人キャノングローバル戦略研究所と当社との間に特別の関係はありません。取締役小宮山 宏氏が所属する㈱三菱総合研究所と当社との間に特別の関係はありません。監査役小坂義人氏が所属する飛悠税理士法人と当社との間に特別の関係はありません。監査役加々美光子氏が所属する加々美法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。
4. 社外役員以外の法人等の社外役員としての重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、次のとおりです。取締役福井俊彦氏は、キックマン㈱の社外取締役を兼任していますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。取締役中村邦晴氏は、日本電気㈱の社外取締役を兼任していますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。監査役永野紀吉氏は、レック㈱の社外取締役を兼任していますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。監査役加々美光子氏は、㈱メディアパルホールディングス及び相鉄ホールディングス㈱の社外取締役を兼任していますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。
5. 監査役小坂義人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しています。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社及び一部の子会社の役員、執行役員及び管理職従業員です。
8. 秋本俊哉、荒井文男、池上健司、塩原利夫、高橋義光、安岡 快の6氏は、2021年6月29日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任しました。
9. 取締役Frank Peter Popoff、宮崎 毅、福井俊彦、小宮山 宏、中村邦晴の5氏及び監査役小坂義人、永野紀吉、加々美光子の3氏につきましては、㈱東京証券取引所等に対し、独立役員として届け出ています。
10. 2021年6月29日付で執行役員を設けています。
11. 2022年4月1日付の組織改定に伴い、取締役専務執行役員上野 進氏の担当が新規製品部関係担当、シリコン事業本部長に、取締役専務執行役員轟 正彦氏の担当が半導体部関係担当となりました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員個人の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、取締役会において上記方針につき決議しています（会社法第361条第7項等）。当該決議に際しては、役員報酬委員会の承認を得ています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該方針と整合していること、及び決定された報酬等が役員報酬委員会における審査、評価を踏まえ答申されたものであることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しています。なお、2022年2月1日付で役員報酬委員会の過半数を社外取締役としました。

役員個人の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

イ. 基本方針

取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、役員報酬委員会の審査、評価を踏まえ、その答申に基づき取締役会で決定する。その内容は、役職、職責等に応じた「固定報酬」と、企業価値向上のためのインセンティブとして年次業績を勘案した「業績連動報酬」のほか、職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値向上に資するインセンティブ（株価連動報酬）としての「ストックオプション」とする。

一方、監査役報酬は、監査役協議で決定する。その内容は、監査役としての職責に応じた「固定報酬」とする。

なお、社外取締役及び監査役は、経営に対する監督・牽制機能が期待されることから、「業績連動報酬」の支給及び「ストックオプション」の付与は行わない。

ロ. 取締役に対する固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等

固定報酬は、取締役会からの諮問に基づき、役員報酬委員会が報酬水準の設定について定期的に審議を行うほか、役職、職責等に応じた当該事業年度における個人別の固定報酬の額等に係る審査、評価を行い、取締役会に対し答申する。取締役会は、個人別の固定報酬の額の決定は役員報酬委員会の答申通りを行うことを条件に、取締役会議長（代表取締役会長 金川千尋、以下同じ。）に委任する旨、決定する。

なお、固定報酬は月例報酬として月毎に支払う。

ハ. 取締役に対する業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針等

業績連動報酬に係る指標は、当社の年次毎の連結経常利益とする。その理由は、当社の目標とする経営指標が、年次毎の増収、増益であり、毎日、毎月、そして毎年の経営を着実にいき、売上、収益の成長に注力していることによる。一方で、当社の事業については、市況の影響を受ける場合があるため、同業他社の業績との比較による評価も行う。

業績連動報酬は、取締役会からの諮問に基づき、役員報酬委員会が報酬水準の設定と業績連動報酬の比率、業績連動の仕組み等について定期的に審議を行うほか、当該事業年度の連結経常利益の前期との増減の比率を基礎に、同業他社の業績を考慮し、業績連動報酬の総額と個人別の配分額に係る審査、評価を行い、取締役会に対し答申する。取締役会は、個人別の配分額の決定は役員報酬委員会の答申通りを行うことを条件に、取締役会議長に委任する旨、決定する。

なお、業績連動報酬は賞与として定時株主総会終結後に支給する。

二. 取締役に対する非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針等

非金銭報酬等として、取締役会決議に基づきストックオプションとして発行する新株予約権を付与する。役員報酬委員会は、取締役会からの諮問に基づき、ストックオプションの付与対象者への割当数等に係る審査、評価を行い、取締役会に対し答申する。

非金銭報酬としてのストックオプションの額の算定方法は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、役員報酬委員会の答申に基づき割り当てる新株予約権の総数を乗じたものとする。

なお、ストックオプションを付与する時期は、取締役会決議により決定する。

ホ. 取締役の個人別報酬における各種類（業績連動報酬・非金銭報酬、その他）の比率の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及びストックオプションにより構成される。その支給割合は、上記イ. 基本方針のとおり、企業価値及び株主価値向上のインセンティブとして有効に機能するよう、役員報酬委員会において適切に審議する。

ヘ. 監査役に対する報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は監査役が有する。監査役は、役員報酬委員会の審議内容を踏まえ、監査役の協議により決定する。

役員報酬委員会における手続きは、監査役の報酬総額及び職責に応じた額に関する審議を行う。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年6月29日開催の第144回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額20億円以内（うち社外取締役分は2億円以内）とし、この金額の範囲内において当該事業年度に係る職務執行の対価として固定報酬である月例報酬及び業績連動報酬である賞与を支給する決議をしています。また、同総会において、これとは別枠で、取締役（社外取締役は含まない）に対するストックオプションとして発行する新株予約権と引換えにする払込みに充てるための報酬等の額を年額7億5千万円以内とすること、及びその内容を決議しています。発行する新株予約権の総数は、4,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する上限とし、目的である株式の種類及び数は、当社普通株式400,000株を新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限としています。なお、両決議とも、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれません。当該株主総会終結時点の取締役は11名（うち社外取締役は5名）です。

2008年6月27日開催の第131回定時株主総会において、監査役の報酬等の額を年額1億5千万円以内とし、この金額の範囲内において当該事業年度に係る職務執行の対価としての固定報酬である月例報酬を支給する決議をしています。当該株主総会終結時点の監査役は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の決議に基づき、取締役会議長である代表取締役会長 金川千尋に取締役の個人別の報酬額の決定を委任しています。これは、役員報酬委員会での審議に基づき答申された取締役の個人別の報酬を決定する者として、取締役会議長である代表取締役会長が適切であるためです。なお、権限の内容及び権限が適切に行使されるようにするための措置は、前記①「役員個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」の「ロ. 取締役に対する固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等」及び「ハ. 取締役に対する業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針等」に記載のとおりです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額		報酬等の種類別の額					
			固 定 報 酬		業 績 連 動 報 酬 等		非 金 銭 報 酬 等	
	総 額	支給人員	総 額	支給人員	総 額	支給人員	総 額	支給人員
取 締 役	百万円 1,640	名 21	百万円 940	名 21	百万円 489	名 6	百万円 210	名 6
監 査 役	74	6	74	6	—	—	—	—
合 計 (うち社外役員)	1,714 (171)	27 (9)	1,015 (171)	27 (9)	489 (—)	6 (—)	210 (—)	6 (—)

- (注) 1. 「報酬等の総額」及び「固定報酬」には、2021年6月29日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役10名及び監査役1名を含んでいます。
2. 業績連動報酬等には、当事業年度に係る賞与引当額を記載しています。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由は、前記①「役員個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載のとおりです。また、業績連動報酬等の額の算定方法は、前記①「役員個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載のとおりです。なお、業績指標である連結経常利益の実績は、前記1.「企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等として、2021年8月17日開催の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を付与しました。当該新株予約権（ストックオプション）の内容は、前記3.「会社の新株予約権に関する事項」に記載のとおりです。
4. 取締役への固定報酬には、使用人兼務取締役に対する使用人分は含まれていません。また、業績連動報酬等及び非金銭報酬等には使用人兼務取締役に対する使用人分はありません。
5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が、当社子会社から同社の役員として受けた報酬等の総額は46百万円です。また、社外役員が、当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等につきましては、該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度中の取締役会等での主な活動状況

業務執行に係る当社の主な審議及び決定機関としては、法定の取締役会のほか、常務委員会があり、原則として、いずれも毎月1回開催（当事業年度の取締役会は合計13回開催）されています。当社社外役員は、これらの会議に出席することを中心に、以下のとおりの活動を行いました。

イ. 社外取締役の活動状況

氏名	主な活動状況
Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	<p>同氏は、当事業年度中に開催された13回の取締役会のうち、12回出席しました（出席率92%）。</p> <p>同氏は、グローバル企業としての長い歴史を有する米国旧ダウ・ケミカル社においてCEOを務めた経営経験を活かし、当社が世界で事業を拡大し企業価値を高めていくうえで、極めて重要な意見と助言を行うとともに、独立した立場からの監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p> <p>さらに、同氏は、役員報酬委員会の委員長を務めています。当事業年度においては取締役の報酬枠を改定するなど、役員報酬制度の見地から適切なコーポレートガバナンスの構築に努め、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p>
宮崎 毅	<p>同氏は、当事業年度中に開催された13回の取締役会の全てに出席するほか、常務委員会に出席し、グローバルな物流企業である三菱倉庫(株)での経営経験を活かし、企業経営者としての豊富な経験と卓越した知見に基づき、持続的成長のための知的財産の重要性と、これに携わる人材の育成等に関する有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p>
福井 俊彦	<p>同氏は、当事業年度中に開催された13回の取締役会の全てに出席するほか、常務委員会に出席し、元日本銀行総裁としての世界の金融及び経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かし、アメリカ経済の見通しを踏まえた当社グループの対応等に関する有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p> <p>なお、同氏は、2022年2月1日付で役員報酬委員会の委員に就任しています。</p>

氏名	主な活動状況
小宮山 宏	<p>同氏は、当事業年度中に開催された13回の取締役会の全てに出席するほか、常務委員会に出席しました。東京大学総長等を歴任した同氏は、化学工学、地球環境、資源及びエネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かし、再生可能エネルギーの活用や環境負荷低減等に関する有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p> <p>なお、同氏は、2022年2月1日付で役員報酬委員会の委員に就任しています。</p>
中村 邦 晴	<p>同氏は、当事業年度中に開催された13回の取締役会の全てに出席するほか、常務委員会に出席しました。総合商社である住友商事(株)での経営経験を活かし、幅広い分野の国際ビジネスにおける卓越した知見と豊富な経験に基づき、経済安全保障の観点からの原料調達先の多様化や、投資の際の拠点の立地とリスク管理等に関する有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p>

□. 社外監査役の活動状況

氏名	主な活動状況
小坂義人	同氏は、当事業年度中に開催された13回の取締役会及び12回の監査役会の全てに出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において財務及び会計に関する専門的見地からの発言を行いました。また、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、当社の事業所及び子会社の調査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
永野紀吉	同氏は、当事業年度中に開催された13回の取締役会及び12回の監査役会の全てに出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において旧(株)ジャスダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い見地からの発言を行いました。また、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、当社の事業所及び子会社の調査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
加々美光子	同氏は、就任後に開催された10回の取締役会のうち9回（出席率90%）及び8回の監査役会の全てに出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において法律に関する専門的見地からの発言を行いました。また、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、当社の事業所及び子会社の調査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

- ② 当社又は当社の主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
85百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
273百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しています。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬等の額の変更の必要性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等の対価を支払っています。

(5) 当社の会計監査人以外の監査法人による当社子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu PVC B. V.、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.、台湾信越半導体股份有限公司、SE Tylose GmbH & Co. KG、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED、Asia Silicones Monomer Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。以上による場合のほか、当社都合又は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関し、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「遵法に徹して公正に企業活動を行い、素材と技術によって他の追随できない価値を社会と産業のために生み出す」という企業規範のもと、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しました。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ）は、遵法に徹して公正に企業活動を行うことを企業規範として掲げる。

当社は、当社グループのコンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人等は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、内部監査部門並びに個々の監査内容に関係する部門が内部監査を実施する。

当社は、法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づき当社グループの役職員等を対象としたコンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。

当社は、会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、業務分掌及びグループ会社運営規程その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担等により、また、関連会社会議及び関連会社社長会（以下、グループ会社会議という）の開催により、当社グループの取締役及び使用人等の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、当社の取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、遵法に徹して公正に企業活動を行うことを企業規範として掲げる。

当社のグループ会社統括部門は、グループ会社運営規程に基づき、また、グループ会社会議において、子会社業務に係る重要事項の報告を求める。また、当社の内部監査部門並びに個々の監査内容に関係する部門は、必要に応じて子会社の内部監査部門等と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

当社は、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役（社外監査役を含む）とともに、グループ会社会議に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。

監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い、監査役職務の補助業務を遂行する。

⑧ 監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告する。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
- ・ 経営、財務情報に係る重要事項
- ・ 内部監査の実施状況
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ コンプライアンス相談・通報制度の運用状況及び通報の内容

また、当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として人事評価その他において不利な取扱いを行わない。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、内部監査部門との定例報告会を開催するなど連携を図る。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は支出した費用の償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、適時適切に支払いを行う。

⑪ 反社会的勢力との関係遮断のための体制

当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部署を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との緊密な連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取組みを強力に推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社グループでは、法令を遵守した企業活動を行うため、企業規範においても法令遵守を掲げ、その徹底に努めています。

企業活動に関係する法令の制定や改正のうち重要なものについては、法務部門が中心となり、社内に通達し、周知徹底を図りました。また、業務活動の適法性、合理性の観点から、内部監査部門において年間の監査計画を立案の上、各部門の監査を実施

し、その結果については、取締役及び監査役等への報告を行いました。

コンプライアンス研修については、弁護士による独占禁止法遵守に関する講演会をウェブ会議システムを利用して開催しました。また、新入社員研修において当社のコンプライアンスに対する方針、考え方や他社事例を踏まえた講座を実施し、管理職の階層別研修においても独占禁止法、安全保障輸出管理等に関する講座を実施したほか、官庁等の外部機関の研修にもウェブ会議システム等を利用し適宜参加するなど、コンプライアンスへの意識の徹底を図りました。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

当社は、「情報資産管理規程」に基づき整備された情報資産管理体制のもと、各部門に情報資産管理監査を実施し、重要文書を含む情報資産の保存及び管理状況の確認を行いました。また、情報セキュリティでは、外部の専門家による診断を受け、必要な対策を速やかに講じるとともに、当社と国内外全てのグループ会社において、サイバー攻撃に対する多重の防御策を講じる取組みを継続しました。さらに、役職員のサイバーセキュリティに対する意識を高めるために、標的型攻撃メールを想定した訓練を実施したほか、新入社員に対しても情報セキュリティに関する研修を実施しました。在宅勤務に際しては、社内のシステムと同水準のセキュリティを確保したIT環境を整え、実施しました。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント委員会が中心となり、リスク管理に関する横断的な活動を行い、リスク管理体制の構築、業務執行に伴って発生するリスクの発見と未然防止に取り組みました。また、管理職の階層別研修においてもリスクマネジメントに関する講座を実施するなど、意識の徹底を図りました。

さらに、当社は、安全を最優先とする経営方針のもと、事故や災害等の防止を最重要課題とし、管理システムの充実、プロセスや作業に潜むリスク対策に取り組むため、当社及び主要子会社の工場において、定期的な環境保安監査を実施しました。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることに関する取組みの状況

当社では、業務執行を審議、決定する機関として取締役会と常務委員会があり、取締役会では、会社の基本方針や法令及び定款により決議を必要とする事項をはじめ、経営に関する重要事項等を議題とし、審議及び決議を行っています。常務委員会では、業務執行を迅速かつ効率的に行うため、業務全般についての審議及び決定（取締役会付議事項を除く）を行っています。当事業年度においては、取締役会を13回、常務委員会を12回開催し、いずれも社外取締役及び監査役が出席し、社外取締役からの助言を得て、さまざまな業務執行案件の審議や決定を行いました。

さらに、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸規程を整備しました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社は、「グループ会社運営規程」に基づき、当社グループの適正かつ効率的な運営を図るとともに、グループ会社会議を開催するほか、常務委員会においても主要なグループ会社の事業報告を行い、課題について議論し、その他経営に関する重要事項の報告を受けました。

内部監査部門は、必要に応じてグループ会社と協同して、業務活動の適法性、合理性の観点から各グループ会社の監査を実施し、その結果については、取締役及び監査役等に報告を行いました。

⑥ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、取締役会及び常務委員会などの重要な社内会議に出席するほか、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告、事業所及び子会社のウェブ会議システムを利用した監査その他の調査等を通じて取締役の業務執行に対する監査を行いました。また、監査の実効性を高めるため、四半期毎に会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受け、意見交換を行うとともに、随時の情報交換や意見交換を行い、連携を図りました。さらに、定期的に内部監査部門から内部監査の状況に関する報告、説明を受け、意見交換を行い、連携を図りました。常勤監査役は稟議書などの書類を閲覧し、随時、内部監査部門から活動状況及び内部監査の結果等の報告を受け、必要に応じ助言及び要請を行うほか、グループ内の監査役の連携を強化するため、監査役連絡会及びグループ監査役連絡会において情報及び意見の交換を行いました。

事業報告における記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てにより表示しています。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(4,053,412)	(負 債 の 部)	(624,204)
流 動 資 産	2,437,975	流 動 負 債	477,759
現金及び預金	1,112,775	支払手形及び買掛金	177,682
受取手形、売掛金及び契約資産	473,513	短期借入金	13,461
有 価 証 券	323,305	未 払 金	81,350
商品及び製品	201,478	未 払 費 用	69,197
仕 掛 品	15,422	未 払 法 人 税 等	73,756
原材料及び貯蔵品	236,759	賞 与 引 当 金	4,147
そ の 他	80,539	役 員 賞 与 引 当 金	599
貸 倒 引 当 金	(-) 5,818	そ の 他	57,562
固 定 資 産	1,615,436	固 定 負 債	146,444
有 形 固 定 資 産	1,290,165	長 期 借 入 金	16,940
建物及び構築物	246,154	繰 延 税 金 負 債	66,833
機械装置及び運搬具	788,524	退 職 給 付 に 係 る 負 債	41,469
土 地	94,043	そ の 他	21,201
建設仮勘定	140,162	(純 資 産 の 部)	(3,429,208)
そ の 他	21,280	株 主 資 本	3,225,834
無 形 固 定 資 産	10,535	資 本 本 金	119,419
投資その他の資産	314,734	資 本 剰 余 金	129,090
投資有価証券	161,338	利 益 剰 余 金	2,993,026
繰延税金資産	65,594	自 己 株 式	(-) 15,702
そ の 他	93,624	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	100,729
貸 倒 引 当 金	(-) 5,822	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26,841
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	(-) 2,535
		為 替 換 算 調 整 勘 定	75,374
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,049
		新 株 予 約 権	2,733
		非 支 配 株 主 持 分	99,910
合 計	4,053,412	合 計	4,053,412

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	2,074,428
売 上 原 価	1,206,425
売 上 総 利 益	868,002
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	191,680
営 業 利 益	676,322
営 業 外 収 益	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	7,140
為 替 差 益	14,265
そ の 他	7,162
営 業 外 費 用	
固 定 資 産 除 却 損	2,814
そ の 他	7,641
経 常 利 益	694,434
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,703
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	696,137
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税	172,596
法 人 税 等 調 整 額	(-) 1,491
当 期 純 利 益	525,032
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	24,914
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	500,117

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
2021年4月1日 残高	119,419	128,954	2,616,081	(-) 12,612		2,851,842
会計方針の変更による 累積的影響額			(-) 2,133			(-) 2,133
会計方針の変更を反映した 当期首 残高	119,419	128,954	2,613,947	(-) 12,612		2,849,708
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			(-) 120,481			(-) 120,481
親会社株主に帰属する 当期純利益			500,117			500,117
連結範囲の変動			(-) 556			(-) 556
自己株式の取得				(-) 5,954		(-) 5,954
自己株式の処分		111			2,864	2,975
その他の		24				24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	136	379,079	(-) 3,089		376,125
2022年3月31日 残高	119,419	129,090	2,993,026	(-) 15,702		3,225,834

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	合 計			
2021年4月1日 残高	25,027	(-) 2,703	(-) 58,618	(-) 2,409	(-) 38,704	2,014	71,473	2,886,625
会計方針の変更による 累積的影響額								(-) 2,133
会計方針の変更を反映した 当期首 残高	25,027	(-) 2,703	(-) 58,618	(-) 2,409	(-) 38,704	2,014	71,473	2,884,491
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								(-)120,481
親会社株主に帰属 する当期純利益								500,117
連結範囲の変動								(-) 556
自己株式の取得								(-) 5,954
自己株式の処分								2,975
その他の								24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,814	167	133,993	3,459	139,434	719	28,437	168,590
連結会計年度中の変動額合計	1,814	167	133,993	3,459	139,434	719	28,437	544,716
2022年3月31日 残高	26,841	(-) 2,535	75,374	1,049	100,729	2,733	99,910	3,429,208

(百万円未満は切捨表示)

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(1,299,322)	(負債の部)	(415,816)
流 動 資 産	791,578	流 動 負 債	401,587
現金及び預金	120,194	買掛金	167,581
受取手形	5,082	短期借入金	2,755
売掛金	301,103	短期借入金	9,990
有価証券	127,000	未払法人税等	39
商品・製品	53,159	未払費用	27,899
半製品	31,037	未払消費税	32,914
原材料・貯蔵品	84,825	前払費用	19,329
前渡金	1,730	前払消費税	714
短期貸付	2,256	前払消費税	138,899
未収入金	64,732	役員賞与引当金	489
その他の引当金	2,774	退職給付引当金	974
固定資産	507,744	固定負債	14,229
有形固定資産	215,437	長期借入金	1,150
建物	69,607	長期借入金	79
構築物	7,729	長期借入金	1,063
機械・装置	62,723	退職給付引当金	11,760
車両運搬具	150	退職給付引当金	72
工具器具・備品	4,402	退職給付引当金	103
土地	25,216	(純資産の部)	(883,505)
リース資産	91	株 主 資 本	859,327
建設仮勘定	45,516	資 本 剰 余 金	119,419
無形固定資産	1,143	資本剰余金	121,510
投資その他の資産	291,162	資本剰余金	120,771
投資有価証券	72,631	その他の資本剰余金	738
関係会社株	150,972	利益剰余金	634,100
出資	10	利益剰余金	6,778
関係会社出資	27,227	その他の利益剰余金	627,321
長期貸付	12,256	特別償却準備金	76
長期前払費用	72	特定災害防止準備金	75
繰延税金資産	24,695	固定資産圧縮積立金	1,825
その他の引当金	3,306	研究費積立金	88
	(-) 10	配当平均積立金	15
合 計	1,299,322	土地圧縮積立金	21
		別途積立金	351,137
		繰越利益剰余金	274,082
		自己株	(-) 15,702
		評価・換算差額等	21,785
		その他の有価証券評価差額	21,785
		新株予約権	2,392
		合 計	1,299,322

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目		金 額	
		百万円	
売	上 高		693,933
売	上 原 価		471,608
	売 上 総 利 益		222,324
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			59,282
	営 業 利 益		163,042
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		184	
受 取 配 当 金		26,623	
そ の 他		13,186	39,995
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		194	
そ の 他		1,601	1,795
	経 常 利 益		201,241
	税 引 前 当 期 純 利 益		201,241
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税		55,410	
法 人 税 等 調 整 額		(-) 5,000	50,410
	当 期 純 利 益		150,831

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算 差額等 その 他有価証券 評価差額金	新 予 約 権	株 純 資 産 計
	資本金	資本剰余金			合計	利益剰余金			自己株式	合計			
		資 本 準 備 金	本 金 剰 余	そ の 他 本 金 剰 余		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (※)	合 計					
2021年4月1日残高	119,419	120,771	627	121,399	6,778	598,542	605,320	(-) 12,612	833,526	20,813	1,699	856,040	
会計方針の変更による累積的影響額						(-) 1,570	(-) 1,570		(-) 1,570			(-) 1,570	
会計方針の変更を反映した当期首残高	119,419	120,771	627	121,399	6,778	596,972	603,750	(-) 12,612	831,956	20,813	1,699	854,470	
当事業年度中の変動額													
剰余金の配当						(-) 120,481	(-) 120,481		(-) 120,481			(-) 120,481	
当期純利益						150,831	150,831		150,831			150,831	
自己株式の取得								(-) 5,954	(-) 5,954			(-) 5,954	
自己株式の処分			111	111				2,864	2,975			2,975	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)										971	692	1,664	
当事業年度中の変動額合計	-	-	111	111	-	30,349	30,349	(-) 3,089	27,371	971	692	29,035	
2022年3月31日残高	119,419	120,771	738	121,510	6,778	627,321	634,100	(-) 15,702	859,327	21,785	2,392	883,505	

(※) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	特別償却 準備金	特定災害 防止準備金	固定資産圧縮 記帳積立金	研 究 費 積 立 金	配 当 平 均 積 立 金	土 地 圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
2021年4月1日残高	146	72	1,856	88	15	20	351,137	245,204	598,542
会計方針の変更による累積的影響額								(-) 1,570	(-) 1,570
会計方針の変更を反映した当期首残高	146	72	1,856	88	15	20	351,137	243,634	596,972
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								(-) 120,481	(-) 120,481
特別償却準備金の取崩	(-) 70							70	-
特定災害防止準備金の積立		2						(-) 2	-
固定資産圧縮記帳積立金の取崩			(-) 31					31	-
土地圧縮記帳積立金の積立						0		(-) 0	-
当期純利益								150,831	150,831
当事業年度中の変動額合計	(-) 70	2	(-) 31	-	-	0	-	30,448	30,349
2022年3月31日残高	76	75	1,825	88	15	21	351,137	274,082	627,321

(百万円未満は切捨表示)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

信越化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 康 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

信越化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 康 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に

表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第145期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会及びその他の重要な会議にオンライン形式等で出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式等で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年5月17日

信越化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 本 博 明 ㊞

常勤監査役 小根澤 英 徳 ㊞

監査役(社外監査役) 小 坂 義 人 ㊞

監査役(社外監査役) 永 野 紀 吉 ㊞

監査役(社外監査役) 加々美 光 子 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

(ご出席の皆様へのお土産はございません。)



会場

大手町プレイス

イーストタワー2階
大手町プレイス
カンファレンスセンター

東京都千代田区大手町
二丁目3番1号
電話 (03) 6262-3403

交通のご案内

- 地下鉄
大手町駅「A5出口」から
地上へ出て徒歩約2分
丸の内線 **半蔵門線**
- 地下鉄
大手町駅「B3出口」から
地上へ出て徒歩約3分
東西線
- JR
東京駅「丸の内北口」
から徒歩約7分

◎本総会専用の駐車場、駐輪場をご用意していませんので、ご了承ください。

信越化学工業株式会社
〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

